

天領

Vol. 58
2015/3



CONTENTS

● 平成26年度 通常総会を開催	1
● 平成26年度 事業計画	2
● 平成26年度 石見大田税務署長納税表彰式	3
● 税を考える週間行事 2014 ミニ税金フォーラム	4
● 納税証明書のオンライン請求・ダイレクト納付	5
● e-Taxと法人会をPR -女性部会-	6
● 青年部だより 第28回 法人会 全国青年の集い 秋田大会	7
● 大田市の企業訪問 “株式会社 コラム建築設計事務所”	8
● 地方法人税が創設されました	10
● 石見銀山を彩った人々 ~川崎平右衛門 その②~	12
● わが社の逸品 “エゴマと米のしょうゆ” 原醤油有限会社	21
● 社会保障・税番号制度の概要	22
● 消費税及び地方消費税の納税は期限内に	26
● 第59回 会員親睦チャリティゴルフコンペ	28
● 第3回 大田市子ども神楽大会	29
● 第9回 東京大田市人会開催	30
● AIU損害保険株式会社	31
● 大同生命保険株式会社	32
● アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）	33
● 税のこぼれ話 ~養子縁組~	34
● 編集後記	34

■ 大田市消防本部・消防署庁舎

平成26年6月1日、新大田市消防本部・消防署がJR大田市駅西側に新築移転されました。

新庁舎は、鉄筋コンクリート造4階建てで、隣接する訓練棟は同造5階建てとなっており、本来の消防機能に加え、大規模災害時の防災拠点としての機能強化を目的として造られました。

敷地内には、島根県内で初めての、100トンの「非常用飲料水兼用耐震性貯水槽」が埋設されており、地震などの災害時に、約11,000人に1日3リットルの飲料水を3日間供給できるようになっています。

平成26年度 通常総会を開催



平成26年度通常総会は、6月18日会館 仁万屋において、来賓に松中石見大田税務署長、内藤大田商工会議所副会頭、川上中国税理士会石見大田支部長ほかを迎え、会員多数の出席のもとに開催しました。

的場会長より、公益社団法人として一層の組織強化と事業内容の充実に取り組むとともに社会に貢献する法人会として積極的に社会貢献活動を展開したいとの挨拶がありました。その後、議事に移り、以下の事項について審議が行われ、いずれも原案通り承認されました。

総会終了後、石見大田税務署の福田統括国税調査官から税制改正について最新の情報提供がありました。

【審議事項】

1. 平成25年度決算報告承認について

【報告事項】

1. 平成25年度事業報告について
2. 平成26年度事業計画について
3. 平成26年度収支予算について

正味財産増減計算書（決算）

平成25年4月1日～平成26年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	科目	当年度
I 一般正味財産増減の部		2. 経常外増減の部	
1. 経常増減の部		(1) 経常外収益	
(1) 経常収益		経常外収益計	0
基本財産運用益	1,250	(2) 経常外費用	
特定資産運用益	927	特定資産取崩損	
受取会費	4,340,000	経常外費用計	0
事業収益	72,000	当期経常外増減額	0
受取補助金	4,355,900	税引前当期一般正味財産増減額	478,294
受取負担金	125,000	法人税・住民税及び事業税	60,000
雑収益	107,444	当期一般正味財産増減額	418,294
【経常収益計】	9,002,521	一般正味財産期首残高	9,901,125
(2) 経常費用		一般正味財産期末残高	10,319,419
研修事業	199,328	II 指定正味財産増減の部	
租税教育事業	197,140	受取補助金等	
税制提言事業	580,770	受取全法連助成金	3,700,600
税の広報事業	452,072	一般正味財産への振替額	△ 3,700,600
社会貢献事業	744,800	当期指定正味財産増減額	0
経営支援事業	448,329	指定正味財産期首残高	0
福利厚生事業	22,949	指定正味財産期末残高	0
会員増強事業	5,700	III 正味財産期末残高	10,319,419
会員支援事業	583,310		
(配賦)	2,676,719		
管理費	2,613,110		
【経常費用計】	8,524,227		
当期経常増減額	478,294		

平成26年度 事業計画

自平成26年4月1日 至平成27年3月31日

I. 基本方針・重点事項

1. 法人会の基本的指針とされている「自己啓発の支援」「納税意識の向上」「企業経営及び社会の健全な発展に貢献」に基づき、効果的な事業を展開する。
2. 公益事業の積極的展開を図り、地域の発展と活力ある公益社団法人を目指す。
3. 健全な納税団体としての役割を全うすべく、会員増強運動に努め、組織率60%を目指して、組織の拡充を図る。
4. 「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」の利用促進を図る
5. 税務当局との連携協調に努め、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

II. 主な事業計画

【公益関係】

1. 税の啓発活動
 - 1) 税に関する研修事業
 - ①税制改正研修会 ②税金フォーラムの開催
 - ③税務研修会
 - 2) 租税教育
 - ①租税教室への講師派遣
 - ②絵はがきコンクールへの協力
 - 3) その他
 - ①全国女性フォーラム ②全国青年の集い
 - ③税を考える週間行事への協力・参加
 - ④国税電子申告納税システム(e-Tax)の利用促進
目標利用割合95%…会員企業・役員企業・役員個人
 - ⑤参考図書の特集・参考資料の配付
 2. 税の提言事業
 - 1) 提言活動
 - ①税制改正提言事項の検討・提出
 - ②改正税法に関する情報の提供
 3. 税の広報事業
 - 1) 会報の発行
 - 2) ホームページの充実
 - 3) マンガ本配布
 4. 地域発展事業
 - 1) 文化講演会等の開催
 - 2) その他地域発展の為の研修活動
 5. 経営支援活動
 - 1) 研修会・講習会の開催
 - ①経済及び経営に関する講習会・研修会の開催
 - ②商工会議所・商工会との共催事業の推進
 - ③参考資料の配付
- ### 【共益関係】
6. 福利厚生事業
 - 1) 経営者大型総合保障制度の推進
 - 2) ビジネスガードプラン制度の推進
 - 3) がん保険制度の推進
 - 4) 福利厚生制度推進連絡協議会の開催
 7. 会員増強活動

- 1) 全国的な推進強化月間に合わせ、9～12月を推進強化月間とする
会員加入率は60%を目標とする
 - 2) 青年部会員増強と活動の充実・支援
 - 3) 女性部会会員増強と活動の充実・支援
 - 4) 総務委員会による組織拡充
 8. 会員支援事業
 - 1) 会員親睦チャリティーゴルフコンペ
 - 2) 参考図書の配布
 9. 青年部会活動
 - 1) 総会・役員会・監査会の開催
 - 2) 税務研修会
 - 3) 地域社会貢献活動の実施
 - 4) 部会員親睦事業の実施
 - 5) 全国青年の集いへの参加
 10. 女性部会活動
 - 1) 役員会の開催
 - 2) 税務研修会
 - 3) 部会員親睦事業の実施
 - 4) 全国女性フォーラムへの参加
- ### 【管理関係】
11. 諸会議
 - 1) 総会の開催
 - 2) 理事会の開催
 - 3) 常任理事会の開催
 - 4) 監査会の開催
 - 5) 正副会長会議の開催
 - 6) 各委員会の開催
 - ①総務委員会 (組織拡充を含む) ②研修委員会
 - ③税制委員会 ④広報委員会 ⑤厚生委員会
 12. その他
 - 1) 全法連会議への参加
 - 2) 中法連会議への参加
 - 3) 県法連会議への参加
 - 4) 法人会全国大会・全国青年の集い・全国女性フォーラムへの参加

収支予算書 平成26年4月1日～平成27年3月31日まで (単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	3,000	3,000	0
特定資産運用益	2,000	2,000	0
受取会費	4,600,000	4,800,000	△ 200,000
事業収益	100,000	100,000	0
受取補助金	4,724,000	4,313,300	410,700
受取負担金	130,000	130,000	0
雑収益	100,500	100,500	0
【経常収益計】	9,659,500	9,448,800	210,700
(2) 経常費用			
事業費	7,155,220	6,913,220	242,000
管理費	2,580,802	2,580,802	0
【経常費用計】	9,736,022	9,494,022	242,000
当期経常増減額	△ 76,522	△ 45,222	△ 31,300
2. 経常外増減の部			
税引前当期一般正味財産増減額	△ 76,522	△ 45,222	△ 31,300
法人税・住民税及び事業税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 76,522	△ 45,222	△ 31,300
一般正味財産期首残高	9,855,903	9,901,125	△ 45,222
一般正味財産期末残高	9,779,381	9,855,903	△ 76,522
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取全法連助成金	4,724,000	3,700,600	1,023,400
一般正味財産への振替額	△ 4,724,000	△ 3,700,600	△ 1,023,400
Ⅲ 正味財産期末残高	9,779,381	9,855,903	△ 76,522

平成26年度

石見大田税務署長納税表彰式

～（公社）石見大田法人会 河村賢治氏に石見大田税務署長感謝状～

石見大田税務署の平成26年度納税表彰式が「税を考える週間」の、11月11日に大田商工会議所において挙行されました。

表彰式では、島根県西部県民センター所長様、大田市長様をはじめ、各税務団体代表の方々のご臨席のもと、永年にわたって申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚に功績のあった個人に成相石見大田税務署長から表彰状及び感謝状が贈呈されました。

石見大田税務署長表彰は、石見大田青色申告会連合会の活動を通じて納税道義の高揚に功績のあった、理事の坂根良一氏に贈呈されました。

石見大田税務署長感謝状は、（公社）石見大田法人会の活動を通じて納税道義の高揚に功績のあった、常任理事の河村賢治氏と大田市漁業青色申告会の活動を通じて納税道義の高揚に功績のあった、会長の和田等氏に贈呈されました。

成相署長は式辞の中で、「受賞者の方々の御尽力に対し感謝申し上げ、その御努力と熱意に敬意を表する次第です。」と述べ、更なる税務行政への理解と支援を求められました。

ご来賓の祝辞の後、受賞者を代表して坂根良一氏が謝辞を述べ、表彰式を終えました。

栄えある受彰をお祝いするとともに、今後ますますの御活躍、御健康をお祈り申し上げます。

■ 石見大田税務署長表彰



石見大田青色申告会連合会

理事 **坂根良一様**

■ 石見大田税務署長感謝状



公益社団法人 石見大田法人会

常任理事 **河村賢治様**



大田市漁業青色申告会

会長 **和田等様**

2014 ミニ税金フォーラム



当会の「税を考える週間」事業として、本年も2地区においてミニ税金フォーラムが開催されました。参加者には、クイズ形式により、税知識を楽しみながら深めていただきました。

両地区とも主催者より挨拶、来賓紹介の後、石見大田税務署の成相署長に挨拶をしていただきました。

税金クイズは、3択の勝ち抜き戦で行われ、第1問は全員正解でしたが、徐々に問題が難しくなり、最後は正解数の多い人での決勝戦を行いました。

問題は、国の財政問題や消費税、関税等幅広く出題され、本年度より改正された最新事項を盛り込んだ問題も出されました。

両会場とも正解率が高く、優勝者が決まるまで大接戦となりました。終始和やかな雰囲気の中で、参加者同士の懇親も深まりました。

また税務署より税制改正のお知らせ、各種保険制度について大型保障制度の説明が大同生命より、ガン保険制度の説明がアメリカンファミリーよりありました。

各会場の優勝者は以下のとおりです。受賞された皆様おめでとうございます。お忙しい中参加していただいた方、ありがとうございました。

西部地区会場

日付 11月10日 場所 仁摩町 小鐵屋旅館

優勝	(株)ウエダ	植田 静子 さん
準優勝	(有)クリーンゆのつ	臼井 秀政 さん
3位	(有)小川商店	小川 朱美 さん

東部地区会場

日付 11月14日 場所 波根町 (有)水明館

優勝	原醤油(有)	原 信行 さん
準優勝	(有)ベーカリーレスト ランダルジャン	重富 美夏 さん
3位	(株)コラム建築設計事 務所	田原 辰男 さん

納税証明書のオンライン請求が便利になりました。

税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、自宅等からのオンライン請求は、電子証明書やICカードリーダーが不要です。

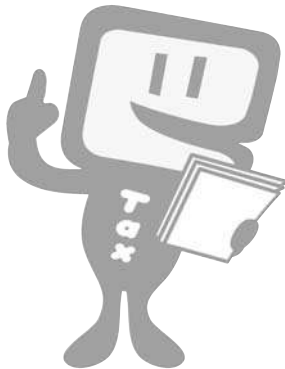
納税証明書交付請求書の作成に当たっては、e-Taxソフト（WEB版）をご利用ください。

- ①自宅等のパソコンで作成 ②オンライン請求 ③税務署窓口で本人確認 ④取得



詳しくは、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

ダイレクト納付ならこんなに便利です。



- ①自宅やオフィスなどから納付が可能。
- ②インターネットバンキングの契約が不要。
- ③期日を指定して納付することが可能。
- ④税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能。

ダイレクト納付とは

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告をした後に、届出をした預貯金口座から振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付方法です。

詳しい情報は e-Tax ホームページへ

イータックス で 検索

詳しくは石見大田税務署まで 電話 0854-82-0980 (音声ガイダンスの後に2番を押してください。)

e-Taxと法人会をPR

女性部会

11月11日(火)から11月17日(月)まで
『税を考える週間』です

課税庁では、私たちの生活に欠かせない税の仕組みや目的を考えていただくため、毎年11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」と定めて全国統一実施キャンペーンを実施しています。

今年のテーマは「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割、適正・公平な課税と納税の実現に向けた庁長官の取り組み、e-TaxをはじめとしたIT化に関する積極的な取り組みについての特集記事が掲載されています。

詳しくは国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

インターネット
※はじめてみませんか？ネットで申告・納税
e-Tax(国税電子申告・納税システム)

●e-Taxでは、自宅やオフィス、税務士事務所からインターネットを利用して、申告・届出等ができます。

●インターネットバンキング(ATM)を利用して納税ができます。(3週間程度に納税)

●e-Taxを利用すると、

●e-Taxで申告された選付申告は早期処理されます。

●e-Taxで納税証明の交付請求を行うと手数料が安くなります。

(法人会の基本的な目的)
法人会はよき経営者をめざすもの団体として、会員の積極的な自己啓蒙を支援し、納税意識の向上と企業経営者および社会の健全な発展に貢献します。

(公社)石見大田法人会は、これまで「石見山道通商の会」、「観光案内会の設置」、「文化講演会の開催」など、数多くの地域社会貢献事業を行っています。

公益社団法人石見大田法人会
〒694-0064 大田市大田町大田イ309-2(大田商工会)
TEL 0854-82-0765 FAX 0854-82-0765
<http://www.iwamiokada.jp/>



配布したPRチラシとキッチンセット

「税を考える週間」がスタートした11月13日、女性部会は長久町ロックタウンの「イオン」、温泉津町「小川商店」の2カ所でe-Taxと法人会をPRするチラシとキッチンセットを配布しました。

当日は、女性部員5名のほか、岡石見大田税務署総務課長、税務署職員、法人会事業委員の協力を得て、市民の皆様にご案内いただき、e-Taxの普及推進と法人会への理解を深めていただくことを目的として行いました。

第28回 法人会 全国青年の集い 秋田大会 “ユタカナ国へ あきた美ジョン”

「第28回法人会全国青年の集い 秋田大会」が「ユタカナ国へ あきた美ジョン」の大会スローガンのもと、秋田県秋田市に於いて平成26年11月20・21の両日、秋田県民会館などで行われました。

本大会には、林部会長・波多野の2名で参加してきました。

1日目の20日は全国租税教育活動のプレゼンテーションが行われました。

法人会では園児、小学生、中学生、高校生の租税教育に力を入れています。租税教室は地元小学校へ毎年恒例の事業として定着する活動となっています。今全国大会で各法人会の租税活動の取り組みを拝見し、今後の取り組みに大変参考になる機会となりました。

翌日は部会長サミットへ参加し、昨年に引き続き10年後法人会青年部がどのような団体であるべきか、また市民に周知するためにどのような広報活動が必要かなど、昨年よりさらに踏み込んだ内容の濃いものとなりました。今後活動の指針となる貴重な部会長サミットとなりました。

部会長サミット終了後、大会式典が行われました。記念講演は、秋田県ご出身の読売新聞特別編集員 橋本五郎氏をお招きし、「リーダーはいかにあるべきか～ユタカナ国・美しい心をつなぐために～」の演題でご講演されました。日本の大きな

課題である地域の過疎化人口減少、都心部への一極集中に触れられ、地方創生のためにそこに住む地域住民が、何が出来るかを自ら考えることが重要、日本人の人を思いやる気持ち「美しい心」の継承しながら地域で活動する法人会の皆さんに期待するなど、ご自身の体験を交えながら貴重なお話と叱咤激励を頂戴しました。

来年度は11月20日茨城県民文化センターをメイン会場に「第29回法人会全国青年のつどい」が行われます。



株式会社 コラム建築設計事務所

〒694-0051 島根県大田市久手町波根西777番地1
TEL (0854)82-8121 FAX (0854)82-5282
E-mail columntt@column-arc.jp

会社概要

創 業 昭和30年4月1日
資 本 金 2,000万円
代 表 者 代表取締役 田原 辰男
従 業 員 数 4名
事 業 内 容 建築設計監理

有資格者数

一級建築士 4人
建築積算士 4人
建築コスト管理士 1人
インテリアプランナー 1人
CASBEE建築評価員 1人
CASBEE戸建評価員 1人
しまね住宅総合相談員 1人
既存住宅現況検査技術者 1人



経営理念

建築を通して地域に貢献する

社長からのご挨拶

当社は、昭和30年4月1日に創業しました。その後、平成24年2月20日に(株)三谷設計から(株)コラム建築設計事務所に商号変更しました。

社名の『コラム』とは、建築では円い柱のことです。日本の代表する建築であります伊勢神宮、出雲大社は円い柱で造られています。

伝統を受け継ぎ、今に生かし、未来に繋げたいとの思いから『コラム』としました。

それはまた、当社の沿革に沿ったものです。

コラムに頼んで良かったと言ってもらえる様に、建築主の目線での建築づくりを心掛けます。

最近の実績



大田消防署



眺峰園

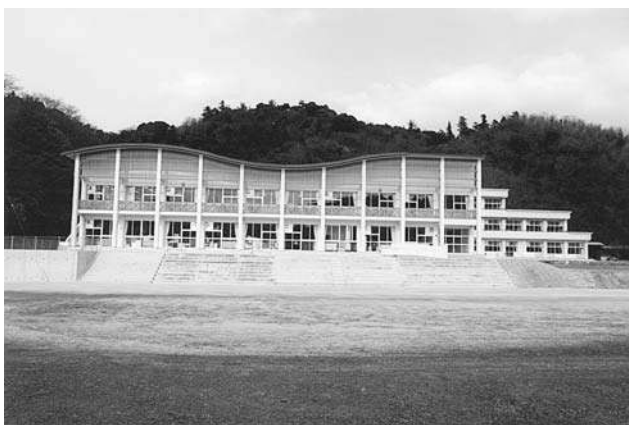
しまね景観賞受賞



第12回 奨励賞
海辺の多伎図書館



第15回 大賞
嫁島地下道上屋（宍道湖夕日スポット）



第17回 優秀賞
島根小学校



第18回 優秀賞
石見銀山世界遺産センター

地方法人税が創設されました

平成26年3月31日に公布された「地方法人税法（平成26年法律第11号）」により地方法人税が創設されました。

これに伴い、**平成26年10月1日以後に開始する事業年度から**、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書を一つの様式としています（次頁参照）ので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

地方法人税の概要

（1）課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の各事業年度とされています。

（2）課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、法人税申告書別表一（一）を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

（算式）

$$\text{課税標準法人税額} = \text{別表一（一）「4」欄} + \text{別表一（一）「5」欄} + \text{別表一（一）「7」欄} \\ + \text{別表一（一）「9」欄} + \text{別表一（一）「10の外書」欄}$$

（3）税額の計算

地方法人税の額は、課税標準法人税額に4.4%の税率を乗じた金額となります。

なお、法人税について外国税額控除の適用を受ける場合で、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるときは、地方法人税についても外国税額控除の適用を受けることができます。

（4）確定申告

地方法人税確定申告書は、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

なお、課税標準法人税額がない場合であっても地方法人税確定申告書を提出する必要がありますので、この場合には、「基準法人税額」、「地方法人税額」及び「所得地方法人税額」の各欄に「0」と記載して提出してください。

（注1）法人税の納税義務のない法人（例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行っていないものや国内源泉所得を有しない外国法人）や清算所得に対する法人税を課される平成22年9月30日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等については、地方法人税確定申告書を提出する必要はありません。

（注2）法人税確定申告書の提出期限が延長されている場合には、地方法人税確定申告書の提出期限は、その延長された提出期限となります。

（5）中間申告

平成27年10月1日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、地方法人税についても中間申告書を提出することになります。

地方法人税申告書の様式

◎ 法人税申告書別表一(一) から別表一(三)までの各様式 (以下「別表一(一)等」といいます。)の下部が地方法人税申告書となっています。

なお、別表一(一)等には、それぞれ次葉が設けられていますので、「法人税額」、「地方法人税額」及び「課税留保金額に係る地方法人税額」に記載する金額の計算や所定の項目の記載に当たっては、次葉を使用してください (別表一(一)等及び次葉の様式は国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) に掲載しています。)

◎ 以下は、書面で提出していただく場合の別表一(一)です。

納税地		事業年度		青色申告		
〒	市町村	平成	年	月	日	第一号
〒	市町村	平成	年	月	日	第二号
〒	市町村	平成	年	月	日	第三号
〒	市町村	平成	年	月	日	第四号
〒	市町村	平成	年	月	日	第五号
〒	市町村	平成	年	月	日	第六号
〒	市町村	平成	年	月	日	第七号
〒	市町村	平成	年	月	日	第八号
〒	市町村	平成	年	月	日	第九号
〒	市町村	平成	年	月	日	第十号
〒	市町村	平成	年	月	日	第十一号
〒	市町村	平成	年	月	日	第十二号
〒	市町村	平成	年	月	日	第十三号
〒	市町村	平成	年	月	日	第十四号
〒	市町村	平成	年	月	日	第十五号
〒	市町村	平成	年	月	日	第十六号
〒	市町村	平成	年	月	日	第十七号
〒	市町村	平成	年	月	日	第十八号
〒	市町村	平成	年	月	日	第十九号
〒	市町村	平成	年	月	日	第二十号
〒	市町村	平成	年	月	日	第二十一号
〒	市町村	平成	年	月	日	第二十二号
〒	市町村	平成	年	月	日	第二十三号
〒	市町村	平成	年	月	日	第二十四号
〒	市町村	平成	年	月	日	第二十五号
〒	市町村	平成	年	月	日	第二十六号
〒	市町村	平成	年	月	日	第二十七号
〒	市町村	平成	年	月	日	第二十八号
〒	市町村	平成	年	月	日	第二十九号
〒	市町村	平成	年	月	日	第三十号
〒	市町村	平成	年	月	日	第三十一号
〒	市町村	平成	年	月	日	第三十二号
〒	市町村	平成	年	月	日	第三十三号
〒	市町村	平成	年	月	日	第三十四号
〒	市町村	平成	年	月	日	第三十五号
〒	市町村	平成	年	月	日	第三十六号
〒	市町村	平成	年	月	日	第三十七号
〒	市町村	平成	年	月	日	第三十八号
〒	市町村	平成	年	月	日	第三十九号
〒	市町村	平成	年	月	日	第四十号
〒	市町村	平成	年	月	日	第四十一号
〒	市町村	平成	年	月	日	第四十二号
〒	市町村	平成	年	月	日	第四十三号
〒	市町村	平成	年	月	日	第四十四号
〒	市町村	平成	年	月	日	第四十五号
〒	市町村	平成	年	月	日	第四十六号
〒	市町村	平成	年	月	日	第四十七号
〒	市町村	平成	年	月	日	第四十八号
〒	市町村	平成	年	月	日	第四十九号
〒	市町村	平成	年	月	日	第五十号
〒	市町村	平成	年	月	日	第五十一号
〒	市町村	平成	年	月	日	第五十二号
〒	市町村	平成	年	月	日	第五十三号
〒	市町村	平成	年	月	日	第五十四号
〒	市町村	平成	年	月	日	第五十五号
〒	市町村	平成	年	月	日	第五十六号
〒	市町村	平成	年	月	日	第五十七号
〒	市町村	平成	年	月	日	第五十八号
〒	市町村	平成	年	月	日	第五十九号
〒	市町村	平成	年	月	日	第六十号
〒	市町村	平成	年	月	日	第六十一号
〒	市町村	平成	年	月	日	第六十二号
〒	市町村	平成	年	月	日	第六十三号
〒	市町村	平成	年	月	日	第六十四号
〒	市町村	平成	年	月	日	第六十五号
〒	市町村	平成	年	月	日	第六十六号
〒	市町村	平成	年	月	日	第六十七号
〒	市町村	平成	年	月	日	第六十八号
〒	市町村	平成	年	月	日	第六十九号
〒	市町村	平成	年	月	日	第七十号
〒	市町村	平成	年	月	日	第七十一号
〒	市町村	平成	年	月	日	第七十二号
〒	市町村	平成	年	月	日	第七十三号
〒	市町村	平成	年	月	日	第七十四号
〒	市町村	平成	年	月	日	第七十五号
〒	市町村	平成	年	月	日	第七十六号
〒	市町村	平成	年	月	日	第七十七号
〒	市町村	平成	年	月	日	第七十八号
〒	市町村	平成	年	月	日	第七十九号
〒	市町村	平成	年	月	日	第八十号
〒	市町村	平成	年	月	日	第八十一号
〒	市町村	平成	年	月	日	第八十二号
〒	市町村	平成	年	月	日	第八十三号
〒	市町村	平成	年	月	日	第八十四号
〒	市町村	平成	年	月	日	第八十五号
〒	市町村	平成	年	月	日	第八十六号
〒	市町村	平成	年	月	日	第八十七号
〒	市町村	平成	年	月	日	第八十八号
〒	市町村	平成	年	月	日	第八十九号
〒	市町村	平成	年	月	日	第九十号
〒	市町村	平成	年	月	日	第九十一号
〒	市町村	平成	年	月	日	第九十二号
〒	市町村	平成	年	月	日	第九十三号
〒	市町村	平成	年	月	日	第九十四号
〒	市町村	平成	年	月	日	第九十五号
〒	市町村	平成	年	月	日	第九十六号
〒	市町村	平成	年	月	日	第九十七号
〒	市町村	平成	年	月	日	第九十八号
〒	市町村	平成	年	月	日	第九十九号
〒	市町村	平成	年	月	日	第一百号

平二六・十・一以後開始事業年度等分 (注)

(注) 平成 26 年 9 月 30 日以前に開始した事業年度については、地方法人税確定申告書の提出は不要ですので、法人税の申告の際は「平成 26 年 4 月 1 日以後終了事業年度分」の別表一(一)等をご使用ください。

◎ ご質問、ご不明な点がございましたら、石見大田税務署にお問い合わせください。

石見銀山を彩った人々

川崎平右衛門 その②

～ソロバシの知恵と慈しみの心で
將軍・吉宗をうならせた異才の士～

石見銀山ガイドの会
和上 豊子

始めにひとつ、クイズを。

江戸時代、石見銀山領から將軍への献上品は「お三つ」と呼ばれていた。

さてそのお三つとは何？

- ① カレイ・山芋・碁石
- ② 海苔・葛・薬石
- ③ サザエ・干筍・火打石

—— 正解は後半のコラムにて



川崎平右衛門像

代官・平右衛門、石見銀山へ

武蔵野新田の開発で功を挙げ、大岡越前守忠相の信任を得た川崎平右衛門定孝は、寛延2年(1749年)8月に美濃国(現在の岐阜県南部)の代官となった。木曾川の氾濫に悩まされ『輪中』と呼ばれる村ごとの堤防の囲いの中で厳しい暮らしを強いられていた地に赴任し、いかに苦心したかは想像に余りある。

平右衛門は宝暦10年(1760年)5月にその任を解かれ江戸に帰り関東代官となったが、美濃国代官所があった村々では「平右衛門さんは村主だった百姓の家によく来ては色々相談していた」と言い伝えられる。代官と村人たちが、苦渋の中で心を通じ合ったのだろう。後に平右衛門の死去を聞いた多くの村人が、お祀りしたいと戒名を書いてもらいに出向いたという逸話もある。

美濃国を去ってから2年後の宝暦12年(1762年)8月1日、平右衛門は石見国銀山附御領第30代代官として、大森の陣屋に到着した。「2日は日が悪い」と夜を徹して大森へと急ぎ、1日夜10

時頃に到着したと言い伝えられる。

平右衛門が着任した頃の石見銀山は、どのような様子だったのだろうか。

それを語る前に、石見銀山での灰吹銀の生産量の推移を記しておきたい。(※灰吹銀=灰吹法という工法で製錬された銀地金のこと)

延宝元年(1673年)～元治1年(1864年)まで記録がある。徳川家康が江戸幕府を開いた慶長8年(1603年)頃はさぞ目覚ましい産銀量だったがに違いないが、確かな文献は見つかっていない。

平右衛門が石見国代官として赴任するまでの産銀量を10年毎に並べると；

延宝元年(1673年)	357貫(約1,339kg)
天和3年(1683年)	296貫(約1,110kg)
元禄6年(1693年)	283貫(約1,061kg)
宝永4年(1703年)	342貫(約1,282kg)
正徳3年(1713年)	69貫(約259kg)
享保8年(1723年)	127貫(約476kg)
享保18年(1733年)	235貫(約881kg)
寛保3年(1743年)	61貫(約229kg)

元禄元年（1688年）には626貫（約2,348kg）という江戸時代最高の記録もあるが、落ち込んだり盛り返したりを繰り返しつつ産銀量が漸減していったことが読み取れる。

この産銀量の減少の背景には、単なる銀資源の枯渇だけではなく、江戸時代の経済社会情勢も複雑に絡んでいた。経済立て直しを図った8代将軍吉宗の「元文の改鑄」、銀の買取り価格引き下げにより、自分山と呼ばれる民間資本の鉱山が次々と経営破たん陥ったのである。

「10分の1ルール」で銀山立て直し

このような中で石見銀山に着任した平右衛門は、いかにして石見銀山を復興させるかを考え、実行に移した。



▲五十猛 鉛山坑内。銀を生み出す灰吹法によって鉛はなくてはならないものであった。

「銀山稼方御主法」と呼ばれる仕組みである。

具体的には「十分一銀」と呼ばれる公的貸付制度の創設だ。石見銀山の年間産銀量の10分の1を幕府に納めず大森の代官所が預かり、間歩の開発などに充てるというものである。

当時の銀山では、山師たちが金を出し合って請負に貸し付けていた。現代風に言えば「民間経営者が下請け業者に資金を貸し付けて事業を行わせる」という形である。しかし事業がうまくいかなければ債権の回収は難しい。そこで山師たちに代わって代官所が貸し付けたのである。

平右衛門はこの利息で五十猛（大田市）の鉛山や久喜鉱山（邑南町）の開発もしている。

平右衛門の在任期間である宝暦12年（1762年）～明和4年（1767年）の産銀量は次の通りだ；

宝暦12年（1762年）	65貫（244kg）
宝暦13年（1763年）	100貫（375kg）
明和元年（1764年）	66貫（245kg）
明和2年（1765年）	101貫（379kg）
明和3年（1766年）	121貫（454kg）
明和4年（1767年）	121貫（454kg）

平右衛門の実子で後任の代官となった川崎市之進は、この貸付銀の制度をさらに拡大した。

市之進が新たに勘定所に具申した制度は5つの項目からなっている。

1. 寛保2年（1742年）以来行ってきた拝借貸し付けのうち、備後国に貸し付けた利銀を元銀として年利1割で貸し付け、その利益を銀山の投資・開発に充てる＝「銀山相続銀」。

2. 拝借貸し付けぶんのうち石見国ぶんの利銀を元手として年利1割で貸し付け、その利銀を永久稼所（永久鉱山）の開発費用に充てる＝「永久稼銀」。
3. 邇摩郡磯竹村（現在の五十猛町）の鉛山開発で得た利銀は銅鉛山の開発費用に充てる＝「磯竹鉛山囲銀」。
4. 四ツ留役所の諸入用の資金のうち約半分を元手として年利1割で貸し付け、その利銀を四ツ留役所の修復費用や薪炭などの諸経費に充てる。残りは山師や銀吹き師への手当や製錬費用の前貸しに使う＝「四ツ留役所囲銀」。
5. 水役銀（職人が支払う税）の諸入用の残額を元手として年利1割で貸し付け、その利銀を陣屋（代官所）の修復や正月の松飾りの費用に充てる＝「水役銀」。

平右衛門と市之進は親子揃って貸付金や収税の運用を図ったのである。しかも「相続銀」「永久稼銀」というように明快に分けて運用し財源の確保を図ったところが素晴らしい。今の言葉で言えば“目的別ファンド”といったところだろうか。

代官所の貸付先は銀山御料だけでなく近隣の浜田や出雲、さらには備中や備前（現在の岡山県）、下総（現在の千葉県）まで及んでいる。

この貸付制度はその後の代官にも踏襲され、19

世紀半ばには元銀＝元手の総額は2,070貫にも達したという。産銀量と比較するとその巨大資本ぶりが分かる。新切山・蔵本山・永久稼所などの普請もこのファンドの収益を元に行われた。

ちなみに貸付金の焦げつきはほとんどなかったようで「備後国に貸し出した銀が戻ってこなかった」との記録が残っているくらいである。

「炭方六ヶ村制度」を作る

平右衛門の事績に話を戻そう。

1700年前後、邇摩・安濃・邑智3郡32ヵ村が「銀山御囲村（おかこいむら）」として指定された。御囲村は銀山運営に必要な資材である、木材・縄・吠（かます）・木炭などを供給する義務を負っていた。

第39代代官菅谷弥五郎から第40代代官大岡源右衛門への申し送りの中に、「川崎平右衛門支配の節、吹き炭差支え候につき吟味いたすよう…炭方六ヶ村に申しつけた」とある。

炭方六ヶ村とは、湯抱・別府・小松地・惣森・志君（以上は現邑智町内）と忍原（現大田市内）である。「銀山稼方御主法」の一つとしてこの「炭方六ヶ村」を定めたのも平右衛門だった。山林面積に応じて銀精錬に不可欠な木炭の供出を指示し、銀山運営の存続を図ったのである。

なんとも次々新たな施策を思いついたものだ。

Column

平右衛門と石見銀山のお三つ

さて冒頭のクイズの答えを。江戸時代に「お三つ」と呼ばれた石見銀山から将軍への献上品とは

1. 日祖（温泉津町温里）の海苔
2. 西田（温泉津町西田）の葛

※1840年頃までは蜂蜜

3. 銀山の無明異葉 の三品だった。

一つずつ説明しよう。

1. 日祖の海苔

温泉津・日祖の集落から山を越えると眼下に「千畳敷」と呼ばれる広い岩盤が見える。海面から2～3mほどの高さで、冬の荒波に洗われて良い岩海苔ができる。平安時代に編纂された「延喜式」にも「紫菜が石見から貢納された」とあるので、ずいぶん昔から知られていたようだ。戦国時代の永禄5年（1562年）に石見国を征服した毛利輝元は10月になると役人を派遣して海苔を採らせたという。

江戸時代の元和2年（1616年）、大森の代官所から、「日祖海苔二驮」が献上された。ここから日祖海苔は名産品となり毎年献上されるようになった。

3代目奉行竹村藤兵衛の時代に日祖集落の採取権が確立。今でも決められた日に採取権を持つ家の人々だけが殿島で海苔を採取している。

2. 西田の葛

天保4年（1833年）から天保7年（1836年）にかけて全国的な大飢饉がおり、餓死者が多数出た。天保の大飢饉である。

この時、西田・瑞泉寺第12世自謙師が吉野葛の製法を伝え、人々を飢えから救うよすがにしたという。

その後本格的な生産が始まり、「西田葛」は「西田の蜂蜜」に代わりお三つとして将軍に献上されるようになったという。



▲ 葛の根



▲ くず粉

3. 銀山の無名異

無名異とは赤色をした石である。

酸化鉄を多量に含む粘土で、江戸時代の初め

慶長18年（1613年）から薬として将軍に献上されていた。しかしどうした理由か、宝暦3年（1753年）から明和2年（1765年）までの12年間に渡り献上中止となっていた。

平右衛門が大森代官所に着任すると、大森の町人木原平次衛門より「無名異売り出したく」との嘆願があった。

そこで平右衛門は無名異の幕府献上許可を取ると共に一般への販売も許した。そのうえ無名異の製法場を代官所敷地内に設け、無名異を作らせたのである。

全国に代官所多しと言えども、代官所敷地内で薬を作り販売したのは石見銀山ぐらいではなからうか…

ところでこの無名異、どんな効能があっただろう。

寛政4年（1792年）「石州銀山無名異効能書」には、次のように記されている。（一部抜粋）

● ● ●

- 一、めまい たちくらみ 気つけ 舟のよいかごのよい 食傷 かくらん 大ねつ 腫瘍 いずれも水にて用いてよし
- 一、鼻血には 鼻の中へ吹き入れ 重きは水にてのむ 咽のはれたるとも又は痰咳出とも同様水にて用いてよし
- 一、一さいの眼病にはきぬにつつみ 水にひたし 一日に四五度ずつ洗みてよし
- 一、毒蛇毒虫もろもろのけだもの咬みたる疵に 水にてときつけてよし
病犬毒鼠に咬まれたるは傷口をのけ まわ

りへ付ける 又 のみてもよし 毒気を内へ入れざるためなり

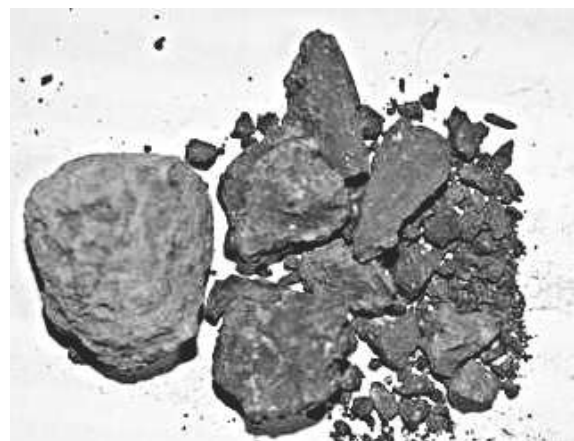
…右は石州銀山無名異役所に於いて寒中製法ご封印世上にこれ有り 御救いの為 売り弘め仰せ附けられ候

寛政四年四月 大森御役所製
石州銀山 林 八右衛門 印
同 大森町 吉田 健助 印

● ● ●

目まい、立ちくらみ、船酔い、鼻血、眼病、虫さされ…さらには「打ち身や腫物には酢で溶いて塗る、重症なら酒に混ぜて飲む」「やけどしたら水か胡麻油に溶いて塗る」「牛馬が熱中症にかかったら水で飲ませる。寒さで倒れたら酒か味噌汁に混ぜて飲ませる」「鳥や犬猫の病気にも効く」「産婦の額と土踏まずに塗るといい」という記述もある。

これさえあればどんなケガも病気も治る！と言わんばかりの効能書き。現代ならたちまち薬事法違反に問われそうだが、江戸時代の人々にとっては頼もしい存在だったかもしれない。



◀ 無名異

壮大なる計画 ～波根湖干拓～

さて、次々と施策を考え出し実行に移していった平右衛門の最大の難関が「波根湖の干拓」だった。

平右衛門の取り組みを語るまえに、まず波根湖の歴史を振り返ってみよう。

約4万年前にタイムトリップしよう。海面は現在より低く、隠岐島と本土は陸続きだったと言われる。ナウマン象が歩き回っていたかもしれない。その頃、三瓶山が大噴火を起こし、火砕流は波根湖の沖の海まで流れていったとされる。

そして約1万年前に氷河期が終わって気温が上がり、地球を覆っていた氷河が溶け出しだして海に注ぎ込み、海水面がどんどん高くなっていった。遂には波根から久手にかけての低地に海が入り込んで湾となった。これが波根湖である。

たびたび氾濫する波根湖の水を日本海に流すため、鎌倉時代の1299年、地元の郷士・有馬次郎左衛門とその息子が千数百人の夫役を指揮して水路を掘った。7年の歳月を費やした大工事である。機械のない時代のこと、さぞ大変だっただろう。今も残る奇岩「掛戸の松島」は、その難工事の貴重な史跡として今も残る。

時を経て戦国時代の頃、波根湖は海とつながり、盛んに船が出入りしていたという。

そして江戸時代初めの頃の波根湖は、東西1600m、南北800m、周囲4300m、面積1,116km²、水深は深いところで3mぐらいだったという。

第5代将軍綱吉の頃、静間村の前原源三郎が波根湖を開発し、新田を開こうと考えた。幕府の許

▼掛戸の松島



可を得るため江戸に向かったが行方不明となり、実現はかなわなかった。

そして再び、波根湖の開発を計画したのが川崎平右衛門である。平右衛門は若い頃から日本各地で荒地の開墾や治水などに優れた手腕を発揮し、私財を投じて貧窮の農民たちを助けるなどして民衆の絶大な信望を得ていた。その平右衛門が、石見銀山でもまた大事業の夢を持ったのである。

川崎親子三代と甥・金十郎の功績

石見銀山に着任した平右衛門は、まず領内の巡視を行った。波根湖を訪れた折、農民たちは口々に新田開発と水害対策を訴えた。代官所に帰った平右衛門は、大きな波根湖を思い出しながら、心に期するものがあった。

波根湖に新田を作ろう。

掛戸の水路を広げよう。

それには、我が意を汲んで働いてくれる技術者が必要だ。平右衛門は甥の川崎金十郎を呼び寄せ工事の監督に当たらせた。工事は平右衛門が代官となった宝暦4年（1762年）に始まったというから、平右衛門の決断がいかに早かったかが分かる。

代官が直接行う事業として、着々と工事は進んだ。

しかし、明和3年（1766年）6月10日、平右衛門は代官の任を解かれ、大森を出立した。第1期工事の完成を見ることなく江戸へ転出したのである。

翌年の明和4年（1767年）4月15日、平右衛門は勘定吟味役となり石見国銀山奉行兼任となったが、なんと時を同じくして4月21日、嫡男の市之進定盈が石見国第31代代官に任ぜられ、父・平右衛門の跡を継ぐことになった。

その市之進も2年で奥州（半田銀山）へ転出。しかし甥の金十郎はひとり石見に残り、平右衛門の志を受け継ぎ、ついに明和7年（1770年）に第1期の工事を完成させたのである。平右衛門の志は、8年かけて遂げられた。この時完成した新田は、鈴見・柳瀬地区に渡りおよそ13haと言われている。

平右衛門が大森を去って14年後の安永9年（1780年）、平右衛門の孫にあたる定安が第35代代官として石見銀山へ赴任した。この定安が干拓の第2期工事を始め、天明4年（1784年）には3.5haの新田が完成した。定安の任期はおよそ7年に及んだ。

▼現在の波根干拓地の様子



定安が関東代官となり石見を去ったこの年、実に四半世紀に渡り新田開発を精魂込めて指導してきた金十郎も故郷へ帰って行った。

人々は金十郎への感謝を込めて、金十郎が関わった水田を「九宅田地」と称した。「九宅」とは金十郎の雅号である。

この新田開拓事業は、嘉永7年（1854年）まで続いた。その後も、大森や波根西の有力者が更に埋め立てを進めようとしたところが慶応2年（1866年）の幕長戦争で長州軍が石見国へ攻め込んで来た。埋め立て計画はそこで頓挫してしまった。

時は流れ、太平洋戦争が始まると米の需要が高まった。そこでまた波根湖の干拓計画が持ちだされ昭和18年（1943年）年3月から干拓を開始したが、同年9月、石見地方は猛烈な台風に見舞われ、田は土砂に埋もれた。戦時中の人手不足で「干拓していたのでは間に合わないから今ある田で増産せよ」ということになった。

そして、昭和20年（1945年）8月、終戦。

島根県の事業として再び干拓が始まり、次々と干拓地が広がっていった。しかし問題が起きた。波根湖の水の汲み出しをしていたところ柳瀬の集落で井戸水が枯渇してしまった。しかも塩辛い。淡水と海水との高さのバランスが崩れたのである。

県は水道を引いて対処したという。

昭和25年（1950年）3月、遂に湖底が現れ、ようやく波根湖干拓事業は完成をみた。平右衛門が干拓事業を始めてから、実に184年の歳月を要したのである。

五百羅漢に願いを込めて

大森の羅漢寺には岩山をくり抜いた石窟が3つあり、中央窟には釈迦三尊像、左右窟にそれぞれ250体、計500体の羅漢像が安置されている。年じゅう観光客の足が絶えない名刹だ。

羅漢像を手掛けた石工は温泉津町福光の坪内平七一門。石窟を掘ったのは雲州・三刀屋の和田宗四郎一門である。福光石でできた高さ36～37cm



▲ 平右衛門寄進の羅漢（左窟）

像は一体一体みな表情が異なり着色もされ見事だ。

五百羅漢像は、江戸時代半ばの寛保元年（1741年）、観世音寺の住職・月海上人の発願で始まった。銀山に生きる人々の供養と安全を祈願したものだ。

宝暦9年（1759年）に月海上人が没した後も、遺志を受け継いだ歴代代官の尽力によって五百羅漢の建立が進められた。

中でも五百羅漢の建立に熱心だったのが川崎平右衛門である。着任するや江戸・湯島の靈雲寺5世光海上人に協力を仰ぎ、徳川御三卿の一つ田安家に資金援助を乞うなどしたので、計画は一気に進んだ。

平右衛門自身も3体、嫡男の市之進は1体の羅漢像を寄進している。石窟の左手に立つ高さ5m余の宝篋印塔は田安家の寄進とされる。

そして、月海上人没後の明和3年（1766年）、五百羅漢は25年をかけてとうとう完成した。平右衛門の石見着任中のことである。同年4月8日から7日間、開眼供養が営まれた。平右衛門もさぞ感慨ひとしおだったことだろう。

羅漢寺の開眼供養を見届けた平右衛門は、同年6月3日、嫡男の市之進に後を任せて大森を後にして江戸に向かった。

翌明和4年（1767年）4月、平右衛門は功勞により勘定吟味役に昇進し石見国銀山奉行と兼務となった。この年の5月15日、布衣の着用が許された。同年6月6日、老齡の為、死去。享年74歳であった。

故郷の押立村にある龍光寺（東京・八王子市）境内に葬られた。



◀ 大森町・龍昌寺境内の川崎平右衛門供養塔

今も慕われる「平右衛門さん」

石見銀山には、江戸時代の町仕切帳が残っている。その中のとある年の6月分の綴りに「川崎様御正當」との記載がある。御正當とは法要のことだ。江戸時代の末頃まで、人々が川崎平右衛門のことを忘れず毎年の命日に法要を営んだことが伺える。これは他の代官にはないケースだ。

石見銀山だけでなく、平右衛門が関わった日本各地には、平右衛門を追慕する人々によって建てられた石碑や神社が数多くある。

江戸近郊の農家に生まれながら、卓越した商才を政治に活かし、最後は布衣着用という異例の出世を成し遂げた川崎平右衛門定孝。

しかしその生涯は常に、民衆とともにあった。人々と共に苦勞し、共に喜ぶという信念を常に行動を以て貫いたその生涯は、いつまでも人々の記憶に残るに違いない。

その彼がもし私たちの現代に蘇ったとしたら、どんな知恵と行動を発揮するだろうか——そんなことを考えてみるのも面白い。(了)

<参考文献>

- 「代官川崎平右衛門の事績」
渡辺紀彦 著 アイ・スイー・アイ渡辺印刷
- 「代官の日常生活 江戸の中間管理職」
西沢淳男 著 講談社
- 「代官 幕府を支えた人々」
村上直 著 人物往来社
- 「私説 石見銀山」
竹下弘 著 中村ブレイス株式会社
- 「石見銀山異記 下」
石村禎久 著 石見銀山資料館
- 「石見銀山に関する研究」
山根俊久 著 石東文化研究会
- 「石見銀山叢話」
山根俊久 著 島根県文化財愛護協会
- 「銀山社会の解明」山陰研究シリーズ3
仲野義文 著 清文堂出版
- 「代官 川崎平右衛門」府中文化振興財団
- 「ハネコって知っていますか」
島根大学汽水域研究センター刊
「波根湖の研究」から
大田市教育委員会

新発売

エゴマと米のしょうゆ

「大豆、小麦アレルギー対策
そんな醤油がほしい」

の声に応えました。



原醤油有限公司

大田市久手町波根西2042

TEL 0854-82-8427

ホームページ <http://www.hara.soy.com/>

川本町産のエゴマ・国産米を使用しました。

今、成人病予防に脚光を浴びている α -リノレン酸を豊富に含有したエゴマと米を主原料に麴を造り1年間十分に醗酵熟成させました。

麴造りに苦勞し、試行錯誤の末やっと成功し3年目に商品化にこぎ着けました。

「エゴマと米のしょうゆ」は風味が穏やかで、色度は淡口の醤油よりも更にうすい色に仕上がりました。食塩分は14%で濃口醤油より少ないです。

大田市学校給食会に提供したところ昨年10月24日の「白菜の澄まし汁」に御使用頂き、川合小学校5年生の給食に出席致しました。市産業振興課、市広報担当、給食センター、NHK、ぎんざんTVの皆さんもご出席でそれぞれ取材頂きました。生徒さんは「美味しい、美味しい」と給食がいつもより華やかで、食事が進んだ様子でした。先生から「他の学年でも大変好評ですよ」と好評頂きました。食材本来の食味が十分引き出され、やさしい味に仕上がることが特徴と思います。

名称		エゴマ醗酵調味料	
栄養表示			
100ml当たり		大さじ1杯(15ml)当たり	
熱量	99 KCal	熱量	15 KCal
たんぱく質	6.3 g	たんぱく質	0.9 g
脂質	0 g	脂質	0 g
炭水化物	18.4 g	炭水化物	2.8 g
ナトリウム	5.5 g	ナトリウム	0.8 g

α -リノレン酸分析成績書(平成26年10月6日)ガスクロマトグラフ分析			
試料名	エゴマと米のしょうゆ	α -リノレン酸量	6.6 \pm 0.8(mg/100ml)

エゴマ豆知識

エゴマ(荳胡麻)は一年生のシソ科の植物で α -リノレン酸(必須脂肪酸)を豊富に含む。

体内で「DHA」や「EPA」という青魚に多く含まれる人間の必須物質に変わり、生活習慣病予防などに効果があるとされて大変注目されています。

社会保障・税番号制度の概要

1 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

具体的には、平成28年1月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始され、申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。



2 個人番号及び法人番号について

平成27年10月から、個人番号及び法人番号が通知されます。

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に付番され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に付番・通知されます。

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に付番され、国税庁から通知されます。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

※ 法人番号の詳細な内容については、25ページをご覧ください。

3 個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者は、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合に、本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を併せて行うことが必要となります。

※ 個人番号利用事務実施者が適当と認めるものなどによる本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。（<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>）

本人確認を行うときに使用する書類の例

- 1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
- 2 通知カード（番号確認）及び運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）

- ・通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
- ・個人番号カードとは、本人が市町村等に交付を申請し、通知カードと引き換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

表面(案)



裏面(案)



法定調書に関する事務での取扱い

1 社会保障・税番号制度導入後の主な変更点

(1) 法定調書への個人番号又は法人番号の記載

法定調書提出義務者は、平成28年1月1日以降の支払に係る法定調書に、原則として支払を受けた方及び支払者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

(2) 支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際の本人確認

法定調書提出義務者は、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際に、個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う必要があります。

(3) 法定調書提出時の本人確認

法定調書提出義務者が個人事業主の場合は、法定調書を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提示していただく必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付していただく必要があります）。

2 社会保障・税番号制度導入後に提出する支払調書のイメージ

平成28年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書																
支払を受ける者	住所	東京千代田区大手町〇丁目△番地□号														
氏名又は名称	個人番号又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8			
国税 太郎																
区分	細目	支払金額					源泉徴収税額									
外交員報酬		内	2	4	0	0	0	0	0	円		9	8	0	1	6
(摘要)																
支払者	住所	東京千代田区霞が関〇丁目×番地△号														
氏名又は名称	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3		
国税商事株式会社																
[電話番号] 03-XXXX-XXXX																
整理欄 ① ②																

法定調書には、左図のように番号欄が追加されます。

また、法定調書とともに提出する法定調書合計表にも提出する方の個人番号又は法人番号の記載が必要になります。

※「個人番号又は法人番号」欄に12桁の個人番号を記載する場合は、左側の1マスを空けて、右詰めで記載してください。

(注) 左図は掲載日現在のイメージであり、今後、税制改正その他の状況により変更される場合があります。

3 番号制度導入後の番号記載の猶予規定

平成28年1月1日以降の支払に係る法定調書には、支払を受ける方の個人番号又は法人番号の告知を受けてその番号を記載する必要がありますが、税法に告知義務のある一部の法定調書については、個人番号及び法人番号の告知について3年間の猶予規定が設けられており、その間告知を受けるまでは個人番号・法人番号を記載しなくてもよいことになっています。（例：特定口座年間取引報告書）

4 法定調書の様式などの公表予定

法定調書、法定調書の合計表の様式及び光ディスク等により提出する場合の標準規格等は、順次公表していく予定です。

なお、給与所得の源泉徴収票は、現行のA6サイズからA5サイズに変更になるほか、本人交付用の源泉徴収票に支払者の番号は記載しないこととなっています。

～法定調書を提出される方で、一定の要件に該当する方は光ディスク等による提出が義務化されています～

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、光ディスク等又はe-Taxによる提出が義務化されています。詳しくは、国税庁ホームページの「申告・納税手続」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。

源泉所得税に関する事務での取扱い

1 源泉徴収義務者が税務署に提出する書類の主な変更点

(1) 申請書、届出書等への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成28年1月1日以降に申請書、届出書等を税務署に提出する際に、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

(2) 申請書、届出書等提出時の本人確認

源泉徴収義務者が個人事業主の場合は、申請書、届出書等を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提示していただく必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付していただく必要があります。）。

2 源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受ける書類の主な変更点

(1) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成28年1月1日以降、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

(2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける際の本人確認

源泉徴収義務者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

なお、源泉徴収義務者が本人確認を行う必要があるのは、個人番号の提供を行う給与所得者本人のみです（控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）。

源泉徴収義務者が提出を受ける書類のうち、受給者が個人番号を記載する書類は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のほか、例えば、以下のものがあります。

- ・従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ・給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ・退職所得の受給に関する申告書
- ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

（注）これらの申告書についても、提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

特定個人情報の保護措置の必要性

番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

個人番号の利用制限

個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

（次ページにつづきます。）

特定個人情報の提供制限等

【個人番号の提供の要求、提供の求めの制限】

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者などは、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、本人などに対して個人番号の提供を求めることができますが、個人番号関係事務以外の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

例：事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなりますが、従業員等の営業成績管理等の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

例：従業員が出向により異動し、他の事業者が給与支払者になった場合、事業者間で個人番号の受け渡しをすることはできませんので、他の事業者は従業員本人から個人番号の提供を受けなければなりません。

【収集・保管制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

例：事業者の給与事務担当者として個人番号関係事務に従事する者が、その個人番号関係事務以外の目的で他の従業員等の特定個人情報をノートに書き写してはなりません。

法人番号について

1 法人番号の指定

国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体のほか、④これら以外の法人又は人格のない社団等で法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、法人番号を指定します。

また、上記以外の法人又は人格のない社団等でも一定の要件を満たす場合には、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

なお、法人番号は1法人に対し1番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所等には指定されません。(個人事業者の方には、法人番号は指定されません。)

2 法人番号の通知

法人番号は、平成27年10月以降、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。

(注) 設立登記法人が本店所在地の登記の変更手続を行っていない場合には、変更前の本店所在地に通知書が送付されますのでご注意ください。

3 法人番号の公表

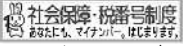
法人番号は、原則としてインターネット（法人番号の公表サイト）を通じて公表します。公表サイトでは、利用される方にとって使いやすいものとなるよう、公表する3情報（①名称、②所在地、③法人番号）の検索やデータダウンロードを可能とします。

◎ 社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> (マイナンバー)
- マイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル) **0570-20-0178**
※ ナビダイヤルは通話料がかかります 平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

国税に関する社会保障・税番号制度(法人番号を含む)の最新情報

国税庁ホームページのトップページ下段の  をクリック
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>
最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください



□消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税率は、平成26年4月1日から **8.0%** です(注)

(注) 8.0%の税率は、経過措置が適用されるもの(※)を除き、平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%)となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
	みなし仕入率	売上に対する 納税額の目安率	年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
みなし仕入率	90%	0.8%	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
売上に対する 納税額の目安率			84	8	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4
年間課税 売上高			1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	36	3.0
各月 売上高			1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0
年間 税額			2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4
積立目安 月額			2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7
年間 税額			3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0
積立目安 月額												

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置が適用されるものは考慮していません。

(注2) 上記みなし仕入率は、経過措置が適用されるもの(※)を除き、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライターが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

任意の中間申告制度

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注1)から、自主的に中間申告・納付(注2)することができます。

(注1)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

○ 適用開始時期

個人事業者の場合には、平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間(平成27年3月末決算分)から適用されます。

《改正前》			《改正後》	
直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数		直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年11回	➔	4,800万円超	年11回
400万円超	年3回		400万円超	年3回
48万円超	年1回		48万円超	年1回
48万円以下	中間申告義務なし		48万円以下	任意の中間申告(年1回)が可能

留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。
※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。
- 中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書の提出があったものとみなされます。
※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書とその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)

改正消費税法に関する相談

税務署では、消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

※ 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。



第59回会員親睦チャリティゴルフコンペが10月26日(日)に大社カントリークラブにおいて開催されました。

参加者が若干少なく、ほとんどの人が何らかの賞をもらえるということで、張り切ってプレーに臨みました。

当日は、朝から快晴、汗ばむような天気、スコアを天気のせいにはできない状況でありましたが、好プレー、珍プレー続出の楽しい1日でありました。

中でも的場会長は、クラブを数本抱えて、カートには乗らず、ほとんど歩いて回るという健脚ぶりで驚かされました。

■ 表彰式

競技終了後、クラブハウス2階において、表彰式・懇親会が開かれ、多数の賞品をとる人、参加賞しかない人、悲喜こもごものなかにも、和やかな表彰式でした。

今回は、60回の記念大会ということで、豪華賞品が多数用意されるそうですので、多数の会員の参加の上盛大なるコンペが開催されますよう、願っております。



■ 優勝者のコメント

(有)グランソート 大野 清

法人会チャリティーコンペは、今までなかなか仕事との調整がつかず、長らく参加しておりませんでした。

今回は、(株)ウエダの植田社長がお怪我をされて、たまたま私のスケジュールが空いておりましたので、植田社長の代理参加でございました。

この偶然が二つ重なり、更にその上ひたすらハンディキャップに恵まれたと言う、偶然プラス運に恵まれての優勝でございました。

我々のレベルの優勝などは、こんなものでございましょうか。

更に、この場をお借りしまして植田社長に一言お詫びを申し上げたいと思います。

大同生命様より頂戴致しました優勝の副賞は、あの有名な山口県の銘酒「獺祭(ダッサイ)」でございました。

本来なら植田社長にお裾分けしなければならないところ、余りの美味しさに当日友人皆と全て飲み干し、一滴も残っておりません。

お詫びを申し上げると共に、悪しからず御了承願いたいと思う次第でございます。

酷い男でございます。

なかなかお会いする事がございませんが、今度会いしましたら一杯奢らせて頂きます。

最後に、法人会チャリティーゴルフコンペが、何時までも盛況に続きます事を祈念しまして優勝のコメントと致させていただきます。



第3回 大田市子ども神楽大会

去る2月8日（日）、大田市の「あすてらす大ホール」にて、地域社会貢献活動の一環として、石見銀山神楽連盟の協力のもと、「第3回大田市子ども神楽大会」を開催しました。

大会には大田市から六社中、邑智郡川本町から一社中の計七つの神楽団が参加し、熱演を披露しました。

漁業や商業の神様である恵比寿様が鯛を釣り上げる様子を舞った「恵比寿」、詔（みことのり）を受けた弓の名人の源頼政が従臣猪早太とともに、頭は猿、体は牛、手足は虎、尾は蛇という怪物鶴を退治する「頼政」など多種多様な八つの演目を公演しました。特に神楽の花形である「八岐大蛇」では、六体の大蛇が息の合った技を見せ、須佐之男命が次々と大蛇の首を取る迫力ある舞を披露し、観客から大きな拍手を受けました。

この大会は、石見地域に永年に亘り受け継がれてきた伝統芸能である「石見神楽」を「こども神楽」として幼少期から子供達が行き届く機会を多く提供し、地域文化の保全を目的として開催しており、今年度で3回目を迎えました。



子ども神楽体験教室

「第3回大田市子ども神楽大会」に合わせて、同会場にて午前9時より石見銀山神楽連盟の主催で「子ども神楽体験教室」が開催されました。

「体験教室」では、1歳から小学6年生までの57名もの沢山の子ども達が、神楽で使用する小道具作りや、大蛇の頭や胴、煌びやかな刺繍をした衣装に触れたり、身に着けるなどを体験、普段は経験できない体験に目を輝かせていました。



第9回 東京大田市人会・総会・懇親会

第9回 東京大田市人会 開催

第9回、東京大田市人会が、11月1日11時より、東京都荒川区東日暮里のホテルラングウッドに於いて開催されました。

今田潔会長の挨拶の後、当初は竹腰大田市長の挨拶の予定でしたが、大田市より参加予定の竹腰市長をはじめとする大田市役所関係者は、急遽、飛行機の故障により出席が出来なかった為、変わりに別公務により前日より東京入りをしておられた松葉市議会議長が大田市代表として挨拶、続いて森田大田商工会議所会頭の挨拶がありました。

この度の会には、浜田市出身で島根県人会会長であり、ブルドーザーのコマツの社長、会長を歴任され、現在は相談役、また安倍内閣総理大臣の依頼により、石破大臣の元、地方創生の委員としてご活躍である小松正弘さんも出席されました。

小松氏は、挨拶の中で「強引に東京から地方に物事を動かす事は東京において批判が出る事にな



りかねない、企業などが地方で出来ることは地方で行えるよう国が制度を作っていく必要がある」と地方創生に対する熱い思いをお話されました。

家族連れや、同じ出身校の仲間であられた方などの参加のもと、終始和やかな雰囲気の中で行われ、参加された皆様は楽しいひと時を過ごされた事と思います。

また、市内の業者による大田市の特産品の販売もあり、懐かしい故郷の商品を手取る多数の参加者の光景もみえました。(河村賢治)

法人会の自動車保険

2013年 法人会のビジネスガードシリーズに 自動車保険登場!

AIU損害保険株式会社は、
法人会の福利厚生制度受託会社として、
企業経営者の皆さまにリスクソリューションを
提案して参ります。

- 政府労災の上乗せ補償
アットワーク ハイパー任意労災
- 労務における賠償リスクから企業を守る
ハイパープロ
(アットワークハイパー任意労災事業主相談費用等補償特約)
- 病気入院の上乗せ補償
ハイパーメディカル
(アットワークハイパー任意労災メディカル特約)
- ご希望に合わせて設計できる火災保険(財物の補償)
プロパティガード+地震対策プラン
- 企業の賠償リスクを包括的に補償
企業賠償保険STARS(スターズ)
- 個人情報漏洩した場合の賠償リスクを補償
個人情報漏洩対策プラン
- 製品リコールに備えた保険
生産物品質保険(CPI-Lite 2.0)
- 事業経営リスクを1つの保険で補償
ニュービジネスパック

AIU損害保険株式会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

松江支店

〒690-0006

松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル3階

TEL. 0852-26-2781 FAX. 0852-26-2776

法人会会員企業のみなさまへ

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

Tタイプは重度の身体障がい状態による
リタイアリスクから会社と家族をまもります

Tタイプ

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

病気による身体障がい状態の例

例えば

- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明



事故による身体障がい状態の例

例えば

- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに



事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約54.9%

>

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約14.3%

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げなどのお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、平成27年1月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。

引受保険会社

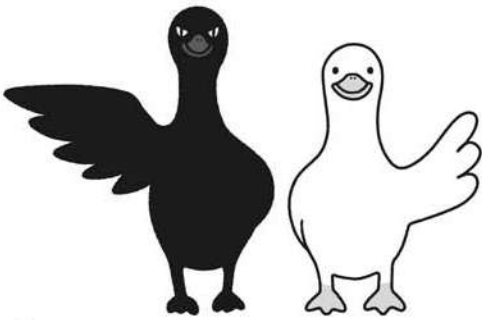
DAIDO 大同生命保険株式会社

山陰営業支社 出雲営業所/出雲市塩治善行町12番地2(中村ビル3F)
TEL 0853-21-4552

F-26-1003(平成27年1月23日)

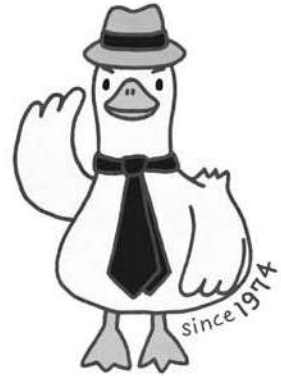
法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成25年度(インシュアランス生命保険統計)



●契約年齢●
0歳～
満85歳
まで

新登場!!



がんを含む
病気や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険

EVER

入院前後の通院も保障!

心配な
「がん」の
備えに

新 生きるための
がん保険 Days

アフラック最新のがん保険、新登場!

■通院ありプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

入院	日帰り入院から 入院5日目まで	一律5日分	2.5万円
	入院6日目以降	1日につき	5,000円
手術	重大手術 がんに対する開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき		20万円
	手術 入院中の手術 1回につき	外来による手術 1回につき	5万円 2.5万円
放射線治療	入院しなくても 1回につき		5万円
入院前後の 通院	入院前も、退院後も 1日につき		3,000円

一生
生涯
保障

■Aプラン 入院給付金日額5,000円の場合
保険期間:終身 (抗がん剤治療給付金は10年更新)

診断	一時金として	1回限り	がん 上皮内 新生物	50万円 5万円
入院	1日目から 日数無制限	1日につき		5,000円
通院	三大治療のための通院は日数無制限 退院後365日以内の通院なら日数無制限	1日につき		5,000円
手術	一連の手術については14日間に1回 回数無制限	1回につき		10万円
放射線	60日間に1回 回数無制限	1回につき		10万円
抗がん剤	入院しなくても	治療を受けた月ごと	乳がん・前立腺がんの ホルモン療法するとき	5万円 2.5万円

▽上皮内新生物は保障の対象外
更新後の保険期間を含め通算300万円まで

10年更新

*Aプランの場合、抗がん剤治療給付金はご希望により取り外すことができます。

プレミアムサポート 訪問面談サービス 専門医紹介

*がん専門相談サービス(プレミアムサポート)は、株式会社法研が提供するサービスです。

月払保険料 【集団取扱】通院ありプラン 入院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度:60日型 定額タイプ 保険料払込期間:終身

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,436円	1,785円	2,348円	3,558円
女性	1,571円	1,851円	2,208円	3,166円

2014年9月22日現在

女性の方には「ちゃんと応える医療保険レディースEVER」もあります。

プラス ニーズに合わせて特約をプラス!

先進医療に
備えたい

総合先進医療特約

3年ごとに
3万円のお祝い金

生存祝金特約

プラス ニーズに合わせて特約をプラス!

がんの
先進医療に
備えたい

がん再発の
リスクに
備えたい

診断給付金
複数回支払特約

NEW

●「医療保険」「がん保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。また、その他特約のご契約にも限度があります。●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●特約のみのご契約や(総合先進医療特約)(生存祝金特約)(診断給付金複数回支払特約)の中途付加はできません。●退職(脱退)後は個別料率の保険料に変更となります。●商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

アフラック島根支社
〒690-0003
松江市朝日町498-6 松江駅前第一生命ビルディング5F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

*今後の対応は担当の募集代理店が行います。

(代理店)

有限会社チェスト
〒694-0064 大田市大田町大田口993番地2
TEL 0120-021-316 FAX 0854-82-9297

AF法推-2014-0032-1502017 8月28日

33

養子縁組

「つゆ(露)とをち つゆとき(消)へにし
わかみ(身)かな なにわ(浪速)のことも
ゆめ(夢)のまたゆめ」

これは、一代にして天下をとった豊臣秀吉の辞世の句と伝えられています。この後、関ヶ原の戦いで徳川家康が天下を握り、豊臣家は滅亡の道をたどるわけですが、秀吉はなかなか子宝に恵まれなかったため、自分の家系を絶やさないために数人の子を養子としてむかえていたようです。

現代においても、同じような理由で養子縁組を行うケースが多くあるわけですが、相続税の基礎控除を計算する際の法定相続人数は、実子がいる場合には養子1人、実子がない場合は養子2人までがその数に算入されることとなります。

ただし、これは相続税の計算を行う場合だけであり、実際に養子縁組を行う場合の人数制限はありません。

平成27年1月から相続税と贈与税の一部が改正されました。親子で話す機会を持ってみたいかがでしょうか。

編集後記

大田町の橋南にあります、旧さんのあは平成23年10月に倒産して以来、建物はそのまま放置され、街並みも空き店舗が増え寂れる一方でしたが、ようやく街並み再生のための動きが起こって参りました。地元本通商店会が主体となり、協同組合を発足させ、不動産を取得し、商工会議所と大田市の大きな支援のなか、国の助成事業、商店街まちづくり事業の交付決定を受け、事業着手に入り、3月より旧さんのあの店舗及び立体駐車場の解体がはじまりました。解体工期は8月末までかかるようです。どうにもならないものと思っていましたあの大きな建物が解体出来ることで、次につながり、期待感が膨らみます。

今回の天領58号の発行にあたり準備会議

から多くの委員の皆様の出席を頂き、原稿依頼と担当者の割り振りなど順調に行うことが出来ました。そして原稿もほぼ予定通り集まりましたが、私が担当致します、がんばってます大田市出身者～ふるさとへのメッセージ～については掲載頂ける方がみつかりませんでした。掲載候補は錦織圭の着ているシャツの会社のCEOの方、大手商船会社社長、新幹線を製造する会社の社長さん等々の候補を挙げてはみたものの間に合いませんでした、残念ではありますがこの取り組みが次号に生かせればと思います。発刊にあたり寄稿頂きました和上先生をはじめ御協力頂きました皆様に感謝申し上げます。編集後記と致します。

公益社団法人石見大田法人会
会報「天領」第58号

平成27年3月発行

発行所 公益社団法人石見大田法人会
編集 広報委員会委員長 齊藤 寛
大田市大田町 大田商工会議所内
TEL (0854) 82-0765

印刷 (有)つきはし印刷
大田市鳥井町鳥越413-42
TEL (0854) 82-0540